

令和7年度 静岡市年間監査計画

令和7年3月28日

監査委員決定

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）第12条第2項及び第3項の規定に基づき、令和7年度静岡市年間監査計画を策定する。

1 実施予定の監査等の種類及び対象

（1）財務監査・行政監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

次の区分に応じて実施する。

ア 定期監査

全体のおおむね3分の1の所属を抽出し、正確性や合规性のほか、3E（経済性・効率性・有効性）の観点を含めて監査を実施し、さらに、過年度の指摘事項に対する措置状況の検証（監査結果のフォローアップ）も実施する。

また、監査を行うに当たっては、業務意見のほか、市の組織及び運営の合理化に資するための提言を積極的に行う。

イ 工事監査

市が発注した建設工事の中から監査対象工事を抽出し、専門的知識を有する技術士に調査を委託して実施する。

ウ 学校監査

市立小学校及び中学校の中から、小中一貫グループに属する児童生徒の数などを考慮して抽出した学校を対象に、各学校の児童・生徒の教育環境の整備のほか、学校が抱える課題・問題についても幅広く監査を実施する。

（2）行政監査【テーマ監査】（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているのかを監査するもので、テーマを定めた上で実施する。

（3）財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

次の区分に応じて実施する。

ア 財政援助団体監査

市が補助金等財政的な援助を与えている団体の中から抽出し、令和6年度の財政的援助に係る事業の出納その他の事務について、当該事業が補助金等の交付目的に従って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼に監査を実施する。

イ 出資団体監査

市が出資している団体で政令に定めるもの（出資比率4分の1以上）の中から抽出し、令和6年度の出納その他の事務について、事業が出資の目的に従って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼としながら、団体の内部統制システムの構築状況等についても監査を実施する。

ウ 指定管理者監査

指定管理者が管理を行う公の施設の中から抽出し、令和6年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務について、法令、条例等に基づき適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼に監査を実施する。

(4) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

本市の各種会計及び公営企業会計を対象に、計数が正確か、諸帳簿等と整合しているか等を着眼に、毎月例日を定めて実施する。

なお、当該検査の一環として、つり銭資金に係る現金検査を実施する。

(5) 決算審査

令和6年度決算を対象として、次の区分に応じて実施する。

ア 各種会計歳入歳出決算審査（地方自治法第233条第2項）

審査に付された各種会計歳入歳出決算書及び附属書類について、会計管理者及び関係課所管の諸帳簿と照合し、計数が正確かについて確認するとともに、財政状況及び予算の執行状況について効率的かつ適正に行われているかについても審査する。

イ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

審査に付された各公営企業会計の決算書類及び附属書類について、計数が正確かについて確認するとともに、経営成績及び財務状況についても審査する。

ウ 財産区会計決算審査（地方自治法第233条第2項）

審査に付された各財産区会計歳入歳出決算書及び附属書類について、計数が正確かについて確認するとともに、財政状況及び予算の執行状況についても審査する。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

審査に付された基金運用状況調書について、計数が正確かについて確認するとともに、設置目的に沿って適正に運用されているのかについても審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査する。

(8) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているのかを審査する。

2 監査等の対象別実施予定時期及び実施体制

監査等の種類	実施予定 時期	担当係
(1) 財務監査・行政監査		
ア 定期監査※	9月～3月	第1・2・3係
イ 工事監査	9月～2月	第3係
ウ 学校監査	9月～1月	第1・2・3係
(2) 行政監査【テーマ監査】	9月～3月	第1・2・3係
(3) 財政援助団体等に対する監査		
ア 財政援助団体監査	8月～1月	第1係
イ 出資団体監査	8月～1月	第3係
ウ 指定管理者監査	8月～1月	第2係
(4) 例月現金出納検査	毎月	第1・2・3係
(5) 決算審査		
ア 各種会計歳入歳出決算審査※	6月～8月	第1・2・3係
イ 公営企業会計決算審査	6月～8月	第1・2・3係
(6) 基金運用状況審査	6月～8月	第2・3係
(7) 健全化判断比率等審査	6月～8月	第1・2・3係
(8) 内部統制評価報告書審査	5月～8月	第2係

※ 定期監査及び歳入歳出決算審査については、財産区（井川財産区及び両河内財産区）を対象としたものも実施し、それぞれ、定期監査及び各種会計歳入歳出決算審査と同時期に、監査第3係が担当する。

(備考)

- 1) 3月、6月、9月及び12月分の例月現金出納検査は、実査により実施する。
- 2) 例月現金出納検査以外の監査等については、各監査等の実施計画において詳細を定める。
- 3) 監査第1係、監査第2係及び監査第3係の構成は下表のとおりである。

係の区分	人数
監査第1係	5（係長1、係員3、会計年度任用職員1）
監査第2係	3（係長1、係員2）
監査第3係	3（係長1、係員2）